

「相談支援センターなんなん」は開設当初から重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行ってきました。アセスメントなどを行う時のコミュニケーション方法も手話・触手話・身振り・筆談・キュードサイン・イラスト・写真・映像等の活用などより専門的なコミュニケーション技術とそれに係る時間と手間を要しています。また連絡方法についても、FAX やメールでやりとりを行います。微妙な表現は伝わりにくいことや、文章が長くなると理解が困難になるため、実際にお会いする必要があります。通訳者を介してではなく、直接お話することで信頼関係を築くことが出来ます。しかし手話等の専門的なコミュニケーション技術を持った相談員が在籍する事業所は大阪府下には「大阪ろうあ会館」と「相談支援センターなんなん」のみである為、高槻市から岬町まで大阪府下全域を対象地域としています。その為、1 日に対応できる利用者の数が少なく、1 名の対応で終わってしまう日もたくさんあります。そのうえ、各市町村の障害福祉課から依頼を受け、聞こえる方の相談も行っています。

生活介護事業所や就労継続 B 型事業所では、すでに「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」が算定され、今年度よりより手厚い支援体制をとっている事業所は「41 単位から 51 単位へ 10 単位拡充」されました。しかし計画相談支援事業所への加算等はこれまで一切ありません。相談員が聴覚障害者の歴史や背景を理解する為の学習や、専門的なコミュニケーション支援の負担に加えて、訪問にかかる時間や交通費等の事業所負担が非常に大きくなっています。これは、重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者が暮らす地域に必要な社会資源が無いということの現れでもあります。この問題が解決されない限り、特定の事業所への負担が今後とも続いていくこととなります。計画相談は、障害福祉サービスを利用する際のまさに入口であり、利用を希望されている方の願いや実態を聞き取る必要があります。重要な役割を持っています。これらの現状をご理解いただき、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を計画相談支援事業所にも早急に新設・適用されることを強く求めます。

大阪府としても国に働きかけてください。